

京都下労基だより

2022. 8 No.266



公益社団法人

京都労働基準協会 京都下支部



ひまわり畑

三菱製紙(株) 盛田 公夫氏 撮影

暑中御見舞い 申し上げます

令和四年盛夏

公益社団法人
京都労働基準協会 京都下支部
役員一同

No.266号 目次

支部長就任のご挨拶	2
令和4年度通常総会ニュース（第62回優良従業員表彰を含む）	3~12
監督署組織図・赴任者の抱負	13~15
令和4年度京都安全衛生大会	16
令和4年度京都安全衛生表彰受賞者	17
ずいひつ 思いつくままに『今が在ることに感謝』 都タクシー（株） 総務部長	18
ひがし都交通（株） 常務取締役 伊藤 由夫	
監督署からのお知らせ	19~31
協会ニュース	32~33
安全衛生教育用DVD貸出しリスト	34

表紙デザインについて

プロミネンス（太陽の回りに立つ赤い炎・紅炎）をデザイン化し、会員事業場並びに協会の発展と躍動を意図しています。
引続く厳しい経済情勢下ではありますが、デザインの意図するところに依拠しさらなる躍進をして行きましょう。

ごあいさつ

公益社団法人京都労働基準協会 京都下支部 支部長 安井 幹也



このたび支部長に就任することになりました。支部長就任にあたり、所感の一端を申し上げます。

当支部は、昭和23年3月に、京都管内最初の当時の京都労働基準局の外郭団体として創立し、平成26年4月に公益社団法人京都労働基準協会下支部と名称変更いたしました。今年で創立以来74年という歴史を誇り、今日の隆盛があるのも、会員の皆様方の並々ならぬご支援の賜であると拝察いたしております。

その歴史ある当支部の支部長という大役を再び仰せつかることとなり、責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

今後皆様のご協力を仰ぎながら、大役を無事務めてまいりたいと存じますので、引き続きご指導、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

さて、私どもを取り巻く経済環境は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、基調としては緩やかな回復をたどっており、先行きにつきましても、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、この基調が続くことが期待されています。一方で、ウクライナ情勢の長期化や原材料価格の上昇、供給面での制約など下振れリスクには注意が必要です。

雇用情勢につきましては、完全失業率は低下し、就業者数が増加するなど持ち直しの動きがみられます。

企業が健全に成長し、永続的に発展していくためには、従業員の安全や健康に細心の注意を払い、労働環境の維持・改善を怠ってはなりません。コロナ禍により、在宅勤務をはじめとするテレワークの急速な普及や、その中でのコミュニケーション

のあり方など、企業に求められる人事管理・労務管理の内容は大きく変化しております。このような状況にあるからこそ、従業員を大切にし、従業員が安心して働ける、働きがいのある職場づくりを実現していく、そのような社会的な責任を果たす企業が持続可能な企業として存在を認められることになるのではないのでしょうか。

労働基準行政当局におかれましては、このような環境を踏まえ、長時間労働の削減に向けた取り組みの推進、多様な人材の活躍促進、ハラスメント対策をはじめとして、労働災害の防止、労働者の健康確保など、きめ細やかな行政運営に取り組んでいただいております。

当支部におきましても、京都下労働基準監督署長様のご指導の下、労働基準行政の公正円滑な運営に協力し、労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与するという当支部の事業目的を果たすべく、事業計画に取り組んでまいります。

労働者一人ひとりがやりがい・働きがいをもって仕事に取り組める職場づくりを目指して、事業運営の更なる活性化に努めてまいりたいと考えておりますので、会員の皆様方には、引き続き積極的に活動いただきますようお願い申し上げます。

最後に、京都下労働基準監督署長様をはじめ行政当局の皆様の変わらぬご指導、ご鞭撻をお願い申し上げますとともに、会員の皆様方のますますのご発展を祈念いたしまして、支部長就任の挨拶とさせていただきます。

令和4年度通常総会開催

—(公社)京都労働基準協会 京都下支部—

5月16日(月)、公益社団法人京都労働基準協会京都下支部の令和4年度通常総会が、京都経済センター6階(会議室6-C・D)に於いて、会員・ご来賓のご出席のもと開催されました。

ご来賓として、京都下労働基準監督署長 田中敦史様と副署長の菅野将行様・川崎慶介様のご臨席を賜りました。また総会終了後には、監督署幹部(第1方面～第4方面主任監督官、安全衛生課長、労災1・2課長)の皆さま方にもご臨席いただき、ご紹介をさせていただきました。



岩橋支部長



田中署長



左から菅野副署長以下幹部職員の皆様方

支部長の挨拶(別掲)に引き続き、ご来賓の田中署長から最新の労働行政の課題にふれたご祝辞(別掲)をいただきました。

令和4年度

京都労働基準協会京都下支部 通常総会挨拶

支部長 岩橋 俊郎

— 議案審議 —

議事に入り、支部規約に基づき岩橋支部長が議長となり、本総会の成立を確認の後、報告事項及び決議事項の審議が行われました。

まず、報告事項である「令和3年度事業報告の内容報告」及び「令和4年度事業計画及び収支予算の内容報告」について、事務局から一括して報告・説明があり、全員一致で確認されました。

引き続き決議事項として、第1号議案「令和3年度収支決算報告承認について」、第2号議案「令和4年度支部運営委員の改選について」、第3号議案「令和4年度公益社団法人京都労働基準協会通常総会代議員の選任について」が上程され、いずれも提案通り、満場一致で承認されました。

※情報交換会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催されませんでした。

ただいま、ご紹介いただきました、支部長を務めさせていただいております京都銀行の岩橋でございます。

通常総会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

会員各社の皆さまにおかれましては、本日はお忙しいなか、本総会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また本日は、京都下労働基準監督署の田中署長様、菅野副署長様、川崎副署長様におかれましては、公務ご多忙のなか、ご臨席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、依然として新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、ウクライナ情勢やそれに伴う原油価格・物価の高騰など、先行き不透明な状況が続いております。

働き方に関して言いますと、この2年間で在宅勤務をはじめとするテレワークの急速な普及、その中でコミュニケーションのあり方など、企業に求められる人事管理・労務管理の内容は大きく変化しております。

このような中、当支部では昨年度、「労働災害の防止と労働者の健康確保のための事業の推進」「安全衛生教育等の促進」「労務管理の向上のための事業の推進」等、労働基準行政の施策に沿って積極的な事業運

営を行ってまいりました。

残念ながら一部の会議を中止とせざるを得ませんでしたが、会員各社の皆様方、また下支部の職員の皆様のご支援、ご協力のおかげで、滞りなく進められましたことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

今年度につきましても、感染対策には十分留意しつつ、従来から取り組んでおります「労働災害ゼロ」と、従業員のやりがい、働きがいを重視した、「安心、安全、健康な職場づくり」に向けて事業運営の更なる活性化に努めて参りたいと考えております。引続き皆様のご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

また、本日は通常総会と合わせまして、優良従業員表彰式を執り行います。当支部では、昭和35年以来、会員企業の従業員の中から、永年にわたって職務に精励し、労働災害防止、労働衛生の推進に顕著な功績を上げられた方々を表彰しております。

本日、表彰をお受けになれる6名の皆様は、安全と衛生の両面において、それぞれの職場でご活躍され、大きな功績を残された方々でございまして。ご尽力に改めて敬意を表しますとともに、本日の表彰を心からお祝い申し上げます。

以上、会員各社の皆様のますますのご隆盛、ご発展をお祈り申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

令和4年度

京都労働基準協会京都下支部 通常総会祝辞

京都下労働基準監督署長 田中 淳史

ご紹介いただきました京都下労働基準監督署の田中と申します。

本日、京都労働基準協会京都下支部の通常総会が盛大に開催されましたことを心からお慶び申し上げます。

また、日頃から会員事業場の皆様に於かれましては、京都下労働基準監督署の行政運営に格別のご理解とご協力を賜っておりますことを厚く御礼申し上げます。

さて、今年度の京都下署で執り行うべき行政運営の方針をかいつまんでご説明したいと思います。

大きな柱として、「安全で健康に働くことができる環境づくり」を目指して会員事業場の皆様方とともに取り組んでまいります。

一点目に、職場における感染防止対策等の推進をします。引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、取り組みの周知を行います。

二点目に、長時間労働の抑制を進めます。このために、労働時間の縮減等に取り組む事業者の皆様へ、引き続き様々な形で支援を行います。

三点目に、労働条件の確保・改善対策を進めます。

四点目に、労働災害防止対策を進めます。また、産業保健活動やメンタルヘルス対策の推進も併せて行います。

五点目に、迅速かつ公正な労災保険給付を行います。

今、申し上げたことを最重点施策として取り組んでいくことにより、労働者の皆様が健康で安全に働け、自らの能力も十二分に発揮でき、企業活動がより一層好転するよう、行政運営を進めてまいります。今年度も引き続きご理解とご協力賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、本日ご参集の会員事業場の皆様の益々のご健勝と京都下支部の益々のご発展を祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございます。

令和3年度 事業報告

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

年月日	事業内容	場所
令和3.4.12	会計監査	京都経済センター
13	支部長・副支部長会議 (優良従業員審査会 同時開催)	京都経済センター
14	新入社員教育 (市内3支部共催)	京都経済センター
16	第1回支部運営委員会	京都経済センター
21	[本部]令和3年度京都安全衛生大会 第1回実行委員会	京都経済センター
23	支部長・副支部長 緊急会議	—
27	令和3年度通常総会 (書面決議) 議案書・決議書配布 *コロナウイルス感染症拡大防止のため書面決議に変更	—
5.17	[本部] 第1回理事会	京都経済センター
21	令和3年度通常総会 (書面決議) 結果報告 *第61回優良従業員表彰 (1名)	—
25	[本部]令和3年度京都安全衛生大会 第2回実行委員会	京都経済センター
6.1	第37回京都ゼロ災3か月運動 受付開始 (期間:6/1～6/25) *運動期間:7/1(木)～9/30(木)	—
2	「京都下労基だより」264号 編集委員会	京都下労働基準監督署
10	KYT職場活性化研修会 (下単独)	池坊学園 洗心館
15	[本部] 令和3年度通常総会 (第2回理事会を含む) ・京都労働局長表彰『奨励賞』1事業場 ・公益社団法人京都労働基準協会会長表彰『個人表彰』1名	京都産業会館ホール
18	業種別「正・副」部会長 Web 会議	京都経済センター
21	[本部] 第1回京都労働安全衛生関係団体等連絡協議会	京都経済センター
7.6	[本部] 第1回支部事務局長会議	京都経済センター
7	低圧電気取扱業務特別教育① (市内3支部共催)	京都経済センター
8	低圧電気取扱業務特別教育② (市内3支部共催)	京都経済センター
9	[近畿安全衛生技術C] 衛生管理者等 (出張特別試験)	みやこめっせ
19～20	職長等に対する安全衛生教育 (京都上支部 共催)	ラボール 京都
27	安全管理者選任時教育 (市内3支部共催) 1日コース	京都経済センター
8.5	「京都下労基だより」264号 発行	—
5	[本部] 京都衛生管理者会 幹事会	京都経済センター
27	「労務管理Webセミナー」動画撮影 (市内3支部共催) *動画配信期間:9/13(金)～10/11(月)	京都経済センター
9.6	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 (出張講習)	—
7～8	職長等に対する安全衛生教育 (京都南支部 共催)	京都経済センター
13	[本部] 第2回京都労働安全衛生関係団体等連絡協議会	京都経済センター
10.4	[本部]令和3年度「京都産業保健セミナー」[「衛生管理者会総会」]	池坊学園 ころもホール
13	「京都下労基だより」265号 編集委員会	京都下労働基準監督署
22	[本部] 第2回支部事務局長 Web 会議	京都経済センター
11.1	第37回京都ゼロ災3か月運動 (7/1～9/30) 達成結果 達成率:453/465 事業場 (97.4%) ※非会員を含む	京都労働局 京都下労働基準監督署管内
2	[本部] 三部会合同会議	京都経済センター
5	研削用といし取替え業務特別教育 (市内3支部共催)	京都経済センター
6	〃 実技 ⇒	三菱自動車工業(株)
18～19	安全管理者選任時教育 (市内3支部共催)	京都経済センター
25	低圧電気取扱業務特別教育① (市内3支部共催)	京都経済センター
26	低圧電気取扱業務特別教育② (市内3支部共催)	京都経済センター

年月日	事業内容	場所
12.3	KYT職場活性化研修会 (市内3支部共催)	京都経済センター
9	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	京都経済センター
13	[本部] 第3回京都労働安全衛生関係団体等連絡協議会 (同時開催) [陸災防] 令和3年度第1回荷主等協議会	京都経済センター
令和4.1.11	「京都下労基だより」265号 発行	—
11	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 (出張講習)	—
13～14	安全管理者選任時教育 (市内3支部共催)	京都経済センター
17	[本部] 安全祈願祭	下鴨神社
25	[本部] 第3回支部事務局長 Web 会議	京都経済センター
31	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育(市内3支部共催)	京都経済センター
2.7	支部長・副支部長 WEB 会議 (含む:優良従業員審査委員会)	京都経済センター
8	第2回支部運営委員会 (書面決議) 議案書・決議書配布	—
21	第2回支部運営委員会 (書面決議) 結果報告 *コロナウイルス感染症拡大防止のため書面決議に変更	—
3.8	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 (出張講習)	—
11	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 (出張講習)	—
14	[本部] 第4回京都労働安全衛生関係団体等連絡協議会	京都経済センター
15	[本部] 第3回理事会	京都経済センター

〔ご参考〕 コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった会議

- ・令和3年度 第1回京都下地域産業保健センター運営協議会
[京都下地域産業保健センター] [6月]
- ・令和3年度 京都安全衛生大会 [本部] [7月]
(同時開催) 安全衛生管理に係る局長表彰・協会長表彰式
- ・令和3年度 京都下産業保健連絡協議会 [京都下労働基準監督署] [11月]
*「産業医・衛生管理者」研修 (事業場職場巡視等)
- ・京都下地域安全衛生セミナー [11月]
(同時開催) 「京都ゼロ災3か月運動」達成事業場 達成証交付式
- ・令和3年度 第2回京都下地域産業保健センター運営協議会
[京都下地域産業保健センター] [2月]

監査報告書

令和4年4月8日

公益社団法人京都労働基準協会京都下支部
支部長 岩橋俊郎 殿

公益社団法人京都労働基準協会京都下支部

会計監査 日東薬品工業株式会社

三谷雅彦



会計監査 タキイ種苗株式会社

本田学



令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度の事務局員等の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各会計監査は、支部事務局員等と意思疎通を図り、支部運営委員会その他の会議に出席し、事務局員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令、定款及び支部規約に従い、京都下支部の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 事務局員等の職務の執行に関して、法令又は定款に違反する事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、京都下支部の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

京 都 下 支 部 事 業 計 画

1 令和4年度支部事業運営の基本方針

京都下支部会員事業場の健全な事業の発展に寄与するため、京都下労働基準監督署等、関係行政機関及び関係諸団体との連携を図りつつ、労働基準法、労働安全衛生法を始めとする労働行政関係法令及びその告示、指針、通達等に基づき、労働災害の防止、労働者の健康の確保及び労務管理の向上等に係る事業を実施します。

特に、これらの事業を効率的、かつ、効果的に推進するため、京都市内における他の2支部（京都上支部・京都南支部）と連携し、事業の運営体制を強化します。

2 令和4年度支部事業計画

概要は次のとおりとし、詳細については別途定めます。

(1) 労働災害の防止と労働者の健康の確保のための事業の推進

- ① 第13次労働災害防止計画（2018年～2022年の5年間）の最終年を迎えるにあたり、達成に向けた労働災害防止と心とからだの健康づくりのための啓発活動を推進する。
- ② 全国安全週間、全国労働衛生週間及び年末年始無災害運動等の啓発活動を実施する。
- ③ 京都ゼロ災3か月運動の周知を図る。

(2) 安全衛生教育等の促進

- ① 安全衛生推進者養成講習を実施する。
- ② 職長教育、KY（危険予知）教育、特別教育などの各種安全衛生教育を実施する。
- ③ 業種別部会による優良事業場の見学会ならびに各種研修会（WEB開催を含む）を実施する。

(3) 労務管理向上のための事業を推進

- ① 機関誌、定期便ならびにE-mailを活用し、労務管理に係る情報を随時提供する。
- ② 労働行政関係法令等に係る研修会（WEB開催を含む）を開催する。
- ③ 労務管理、安全衛生管理及び労働保険業務等の相談に対応する。

(4) 広報活動

- ① 京都労働局からの各種情報（通達等）をE-mail配信により周知徹底を図る。
- ② 機関誌「京都下労基だより」を年2回発行する。
- ③ 定期便を毎月送付する。
- ④ 京都下支部ホームページの充実を図る。

(5) 各種用品等の斡旋及びDVDの貸出し

- ◎ 図書・用品・DVD等の斡旋ならびに貸出用DVDの充実を図る。

(6) その他

- ◎ 京都下地域産業保健センター、京都下産業保健連絡協議会が開催する産業保健活動への支援を行う。
- ◎ 京都産業保健総合支援センターが開催する産業保健研修会の支援を行う。

◎新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、会議を書面決議に変更する場合や講習等を延期する場合があります。

四・半期別 事業計画

第1・四半期(4月～6月)

- ・ 会計監査 (4/8)
- ・ 第1回 支部長・副支部長 WEB 会議 (4/13)
※優良従業員審査会〔同時開催〕
- ・ 新入社員教育 (4/14)
- ・ 第1回 支部運営委員会 (4/18)
- ・ 通常総会 (5/16)
※第62回優良従業員表彰式
- ・ 職長等教育 (5/30～31)
- ・ 編集委員会 (6/ 上旬)
- ・ 安全管理者選任時研修 (6/2～3)
- ・ K Y T 研修 (6/10)
- ・ 業種別正副部会長会議 (6/17)
- ・ 本部通常総会 (6/21)
- ・ 安全衛生推進者養成講習 (6/29～30)

第2・四半期(7月～9月)

- ・ 京都ゼロ災3か月運動 (7/1～9/30)
- ・ フルハーネス型安全帯使用特別教育 (7/6)
- ・ 京都安全衛生大会 (7/8) 於：ロームシアター
※局長表彰・労働基準協会会長表彰〔同時開催〕
- ・ 低圧電気取扱業務特別教育(①7/28, ②7/29)
- ・ 京都下労基だより発行 (8/ 上旬)
- ・ 職長等教育 (9/8～9)
- ・ K Y T 研修 (9/22)

第3・四半期(10月～12月)

- ・ 編集委員会 (10/ 上旬)
- ・ 京都産業保健セミナー(10/6)於：池坊学園
※衛生管理者会総会 同時開催
- ・ 第81回 全国産業安全衛生大会 2022 in 福岡
(10/19～21)
- ・ 研削砥石取替えなど特別教育 (11/4～5)
- ・ 京都下地域安全衛生セミナー (11/15)
※京都ゼロ災3か月運動達成之証交付式 同時開催
- ・ 安全管理者選任時研修 (11/1～2)
- ・ 低圧電気取扱業務特別教育
(①11/24, ②11/25)
- ・ K Y T 研修 (12/2)
- ・ フルハーネス型安全帯使用特別教育 (12/9)

第4・四半期(1月～3月)

- ・ 京都下労基だより発行 (1/ 上旬)
- ・ 安全衛生推進者養成講習 (1/12～13)
- ・ 第2回 支部長・副支部長会議 (2/16)
- ・ 第2回 支部運営委員会 (2/24)

令和4年度改選

役員名簿

支部長 (株) 京都銀行
 副支部長 関西電力送配電 (株) 京都支社
 ♪ 日本板硝子 (株) 京都事業所
 ♪ (株) 中央倉庫

会計監査 日東薬品工業 (株)
 会計監査 タキイ種苗 (株)
 事務局長 尾本幸三郎

部会名	役員	事業場名	電話番号
金属機械部会	部長	ダイハツ工業(株)本社(池田)・京都(大山崎)工場	956-1141
	副部長	福田金属箔粉工業(株)	581-2161
		(株)カシフジ	691-9171
		旭光精工(株)	932-2141
		(株)椿本チエイン	956-0200
		三菱ロジスネクスト(株)	956-8605
		メテック(株)	661-4901
	(株)ヤマシナ	591-2131	
電器部会	部長	(株)GSユアサ	316-3127
	副部長	ヌヴォトンテクノロジージャパン(株)	951-8151
		(株)砂崎製作所	581-1151
		(株)堀場製作所	313-8121
	三菱電機(株)京都製作所	958-3069	
化学・紙印刷部会	部長	日本新薬(株)	321-9111
	副部長	積水化学工業(株)生産基盤強化センター	662-8541
		三菱製紙(株)京都工場	951-1181
		(株)松井色素化学工業所	594-5613
		三洋化成工業(株)	541-4321
		(株)松風	561-1913
	レンゴー(株)新京都事業所	954-2121	
会計監査	日東薬品工業(株)	921-5344	
建設部会	部長	水野建設(株)	312-0431
	副部長	(株)安井空工務店	933-0012
		(株)きんでん 京都支店	634-6500
		(株)田中工務店	681-9556

部会名	役員	事業場名	電話番号
一般部会	部長	京阪ホテルズ&リゾート(株)	361-3225
	副部長	日本板硝子(株)京都事業所	934-8219
		関西電力送配電(株)京都支社	344-7406
		宝ホールディングス(株)	241-5116
		会計監査 タキイ種苗(株)	365-0123
タクシー部会	部長	彌榮自動車(株)	841-6261
	副部長	帝産京都自動車(株)	691-8161
		洛東タクシー(株)	581-1138
		銀鈴タクシー(株)	681-8701
		ひがし都交通(株)	501-8800
	都タクシー(株)	671-6101	
運輸倉庫部会	部長	日本通運(株)京都支店	371-3141
	副部長	京都通運(株)	371-9101
		京阪バス(株)	682-2305
	(株)中央倉庫	321-9133	
商業部会	部長	(株)ワコール	682-1012
	副部長	京都信用金庫	211-2111
		(株)京都銀行	361-2279
		(株)大丸松坂屋百貨店 大丸京都店	241-6969
		(株)近鉄・都ホテルズウエスティン都ホテル京都	771-7152
		京都中央信用金庫	223-8294
		京都トヨペット(株)	341-8141
京都丸紅(株)	342-3332		
	東レコーテックス(株)	691-5191	

(支部運営委員) 8部会 47名 (会計監査) 2名

第62回 優良従業員表彰式

第62回公益社団法人京都労働基準協会京都下支部『優良従業員表彰式』が、通常総会の議事終了後に執り行われました。

式典では、永年に亘り現場指導の職務に従事され、事業の発展に貢献された2名と、労働災害防止活動の向上に努められた4名の計6名に、岩橋支部長より表彰状と記念品が手渡されました。

【受賞者のみなさん】



(株)GSユアサ 深野 実 様



メテック(株) 中村由美子 様



トクデン(株) 辻本正裕 様



ダイハツ工業(株) 京都(大
山崎)工場 小池広敏 様



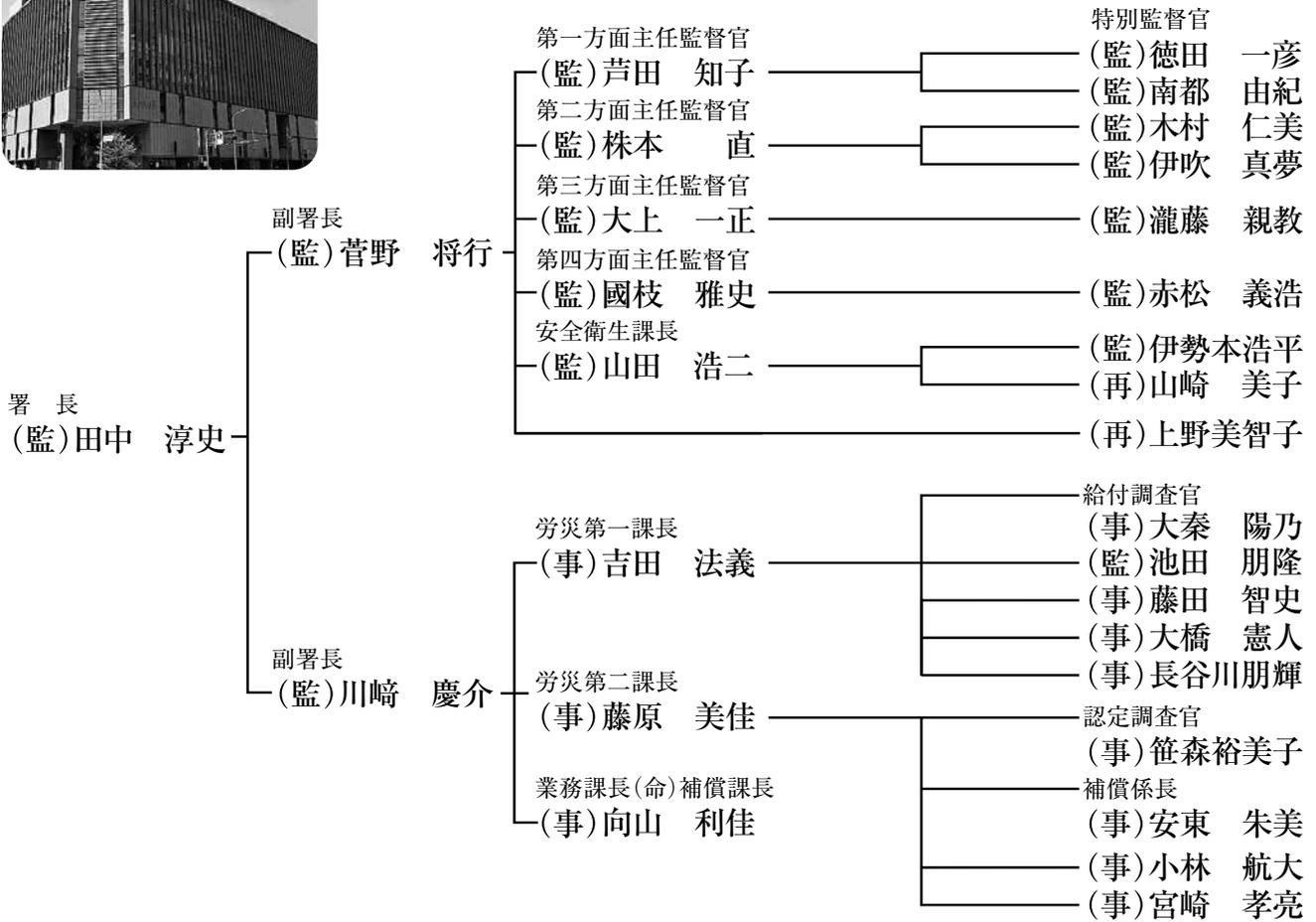
彌榮自動車(株) 小野恵三 様



彌榮自動車(株) 金田正勝 様

京都下労働基準監督署組織図

(令和4年4月1日)



令和4年度 人事異動【転入者(署内異動者を含む)】 ※()内は異動前の役職等

副 署 長 川崎 慶介 (局総務課 課長補佐)	労災第一課 厚生労働事務官 大橋 憲人 (京都七条公共職業安定所 雇用保険適用課雇用継続給付係)
第二方面主任監督官 株本 直 (上署 安全衛生課長)	労災第一課 厚生労働事務官 藤田 智史 (下署労災第二課)
第三方面主任監督官 大上 一正 (舞鶴署 監督・安衛課長)	労災第二課 認定調査官 笹森 裕美子 (局総務課 人事係長)
第四方面主任監督官 國枝 雅史 (上署 労災第一課)	労災第二課 補償係長 安東 朱美 (新規採用)
第一方面特別監督官 徳田 一彦 (上署第一方面 特別監督官)	労災第二課 厚生労働事務官 宮崎 孝亮 (南署 労災第一課)
第一方面労働基準監督官 南都 由紀 (新規採用)	
第二方面労働基準監督官 伊吹 真夢 (新規採用)	
第四方面労働基準監督官 赤松 義浩 (下署第一方面)	
安全衛生課 労働基準監督官 伊勢本 浩平 (丹後署 監督・安衛課)	
業務課長(命)補償課長 向山 利佳 (南署労災第一課 給付調査官)	
労災第一課 給付調査官 大秦 陽乃 (上署労災第一課 給付調査官)	

抱負の赴任者



副署長
川崎 慶介

京都労働局総務課から異動してまいりました。京都下署では5年ぶり5回目の勤務となります。3年ぶりの労災補償業務ですが、新型コロナウイルス感染症に係る請求の多さに驚いています。迅速・公正な労災保険給付に努めますので、労災保険業務及び労働保険業務の円滑な運営について、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。



第二方面主任監督官
株本 直

4月1日付けで京都上労働基準監督署から転任してまいりました。

京都下署は初めての勤務になります。

働き方改革が進められる中で、過重労働による健康障害防止などを重点として業務を進めてまいります。少しでも皆様のお役に立てるように努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



第三方面主任監督官
大上 一正

舞鶴労働基準監督署から異動してまいりました。

環境変化（感染症、ロシアのウクライナ侵略）や構造的課題（資源価格高騰、少子高齢化）など、難局が複合的に押し寄せている状況のなかではありますが、働き方改革の推進に対応する労務管理が求められています。

皆様のお悩みについて、法令の趣旨や内容を十分に理解していただけるよう、わかりやすい説明に努めますので、どうぞよろしくお願いいたします。



第四方面主任監督官
國枝 雅史

4月1日付けで京都上労働基準監督署から異動してまいりました。

京都下署では初めての勤務となります。

働き方改革関連法の施行開始から4年目となり、適用が猶予されていた項目についても施行や適用が迫ってきています。労働環境が日々変化する中で、皆様のお役に立てるように、丁寧な説明に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。



業務課長(命)補償課長
向山 利佳

京都南署から異動してまいりました。労災補償、労働保険を担当しております。

迅速適正な給付、丁寧な説明に努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

第一方面 特別監督官
徳田 一彦

4月1日付けで京都上労働基準監督署より異動してきました。京都下署での勤務は初めてです。労働環境は刻々と変化しておりますが、懇切丁寧な対応を心掛け、皆さまのお役に立てよう微力ながら努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

第一方面 労働基準監督官**南 都 由 紀**

4月より、新任監督官として京都下労働基準監督署に配属されました。

至らない点ばかりでご迷惑をおかけすると思います。日々勉強に励み、一日も早く皆様のお役に立てるよう努めてまいります。どうぞよろしく願いいたします。

安全衛生課 労働基準監督官**伊 勢 本 浩 平**

4月1日付けで丹後労働基準監督署から異動して参りました。

京都下署での勤務も安全衛生課への配属も初めてとなります。

力不足の部分が多いかと思いますが、自己研鑽を重ね、皆様のお役に立てるよう努めて参ります。

どうぞよろしく願いいたします。

労災第一課 厚生労働事務官**大 橋 憲 人**

令和4年4月1日付けで京都七条公共職業安定所雇用保険適用課より人事交流で異動して参りました。

労災保険業務は雇用保険業務とは違った難しさがあり、日々勉強に励んでいます。力不足の部分もあるかと思いますが、皆様のお役に立てるよう頑張りますのでよろしく願いいたします。

労災第二課 補償係長**安 東 朱 美**

このたび4月1日付けで採用され、京都下労働基準監督署労災第二課に着任いたしました。不慣れな点もありますが、少しでも早く皆様のお役に立てるよう尽力して参ります。何卒、よろしく願いいたします。

第二方面 労働基準監督官**伊 吹 真 夢**

4月より、新任監督官として配属されました。

まだ手探りではありますが、少しでも早く皆様のお役に立てるよう尽力いたしますので、御指導ご鞭撻のほど、何卒、よろしく願いいたします。

労災第一課 労災保険給付調査官**大 秦 陽 乃**

適正な給付と丁寧な対応に努めてまいります。

どうぞよろしく願いいたします。

労災第二課 労災認定調査官**笹 森 裕 美 子**

4月1日付けで、京都労働局総務課から異動してまいりました。

労災業務は2年ぶりとなりますが、日々精進し、微力ながら皆様のお役に立てるよう業務に励む所存です。

どうぞよろしく願いいたします。

労災第二課 厚生労働事務官**宮 崎 孝 亮**

4月1日付けで京都南労働基準監督署から転任してまいりました。

労災に遭われた労働者様に迅速な給付ができるよう精進していく所存でございますのでご指導ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。

令和4年度

京都安全衛生大会開催される



■ 安全衛生表彰式を含む ■

全国安全週間スローガン『安全は急がず焦らず怠らず』



令和4年度京都安全衛生大会が、7月8日（金）午後1時15分より、左京区岡崎にあるロームシアター京都 サウスホールに於いて、京都府下全域よりお越しいただいた参加者500名のもと、四年ぶりに開催されました。

はじめに、大会主催者を代表して、（公社）京都労働基準協会の坂本会長による挨拶があり、つづいて京都労働局赤松局長の主旨者挨拶の後、ご来賓である（一社）京都府医師会の松井会長から祝辞を受けました。

次に、安全衛生管理に係る厚生労働大臣表彰（奨励賞）、京都労働局長表彰（優良賞・奨励賞・功績賞）ならびに京都労働基準協会長表彰（事業場表彰・個人表彰）の式典が執り行われました。

その後、エムエムシーツーリング株式会社京都工場の牧工場長による活動事例発表があり、京都労働局労働基準部の高木健康安全課長からは『安全衛生行政の課題と対策』と題し、基調講演がありました。

そして、『企業経営に災害文化を反映する』という演題で、関西大学特別任命教授の河田恵昭氏による特別講演がありました。最後は（一社）日本クレーン協会京都支部の荒木支部長による閉会挨拶により幕が閉じられました。



（本大会の様子は ユーチューブで配信しています。）

① 挨拶・祝辞・表彰式



② 事例発表



③ 基調講演



④ 特別講演



⑤ 閉会挨拶



令和4年度 安全衛生に係る優良事業場・個人に対する表彰

〔京都労働局長表彰・京都労働基準協会長表彰〕

公益社団法人京都労働基準協会長表彰「個人表彰」を受賞して

清水 徹 〔(株)松井色素化学工業所 総務・人事担当取締役〕



この度は、令和4年度公益社団法人京都労働基準協会長賞「個人表彰」を賜り、誠に有難く、厚く御礼を申し上げます。これもひとえに、京都労働局をはじめ京都下労働基準監督署、並びに公益社団法人京都労働基準協会京都下支部関係各位のご指導ご鞭撻によるものと、深謝申し上げます。

弊社は、大正13年、絵具商として東山区で創業し、時代や市場のニーズ変化、弊社を取巻く様々な環境変化に応じて、事業転換・拡大を続け、来年には創業100年という節目を迎えます。現在も創業者の絵具商人としての思想や哲学は、社内でも受け継がれており、その考え方はモノを売るだけの商いからモノづくり、更には弊社独自製品の研究開発と拡大を続け、今日に至ります。

創業の地（東山区）の町工場を現山科区に移転（昭和41年）後は、事業拡大に伴う工場の増設を続けてきました。法規制等により、大規模な改築・修繕も行えず、築35年を超える建物ばかりですが、『物は大切に』という創業者の社訓第1条を順守しながら、従業員のための「安全確保・健康保持・快適な職場整備」

を優先事項と捉え、安全・衛生管理を続けております。

老朽化した建物、設備の下では、安全に関する維持や管理は非常に難しく、従業員一人ひとりの意識ある行動をなくしては、事故を未然に防ぐことはできません。私は2004年の入社ですが、入社時より行動意識や取り組み姿勢の厳しい指導を上司・先輩から受け、今私がそれを継承して、指導する立場にあります。

危機意識をもって防止対策を行っていても、無事故・無災害を続けることはできません。従業員の行動に対しても「人は間違える」「人はミスをする」ものと理解して、起きた事故や災害等の真の要因や原因を突き詰め、適切な対策を講じるとともに、結果の確認を怠らないことを最重要点と捉え、フルプールの考えに基づく組織構造を構築し、この体制が100年間培われてきた弊社に新たに浸透させ、社風として定着させたいと思います。

最後になりましたが、この度の受賞を励みに全従業員が「安全・安心・快適」に働ける職場環境づくりに、今まで以上に取り組んで参る所存でございますので、今後とも関係各位のご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

この度は、誠にありがとうございました。

◇ (公社)京都労働基準協会長表彰<個人表彰>

◎清水 徹 氏 (株式会社松井色素化学工業所)

- ・永年にわたり京都下支部の化学紙印刷部会の副会長ならびに京都下労基だよりの編集委員として協会運営に貢献していること。
- ・社内の安全衛生委員会事務局として、教育指導を行うと共に安全パトロールの強化を図り、災害の未然防止に積極的に取り組んでいること。



「京都労働基準協会長表彰」受賞者のみなさん



坂本会長（左）から清水氏（右）に授与

思いつく ままに

『今が在ることに感謝』

都タクシー（株）総務部長
ひがし都交通（株）常務取締役

伊藤 由夫



今年も京都にコンチキチン…と祇園囃子が鳴り響く季節となり京都人としては心が躍る夏が来たな～と身も心も感じる今日この頃…年々暑さが増す世の中「健康」の大切さが身に染みる毎日です。

ひと昔前、いや ふた昔前は京の町屋の前では家族を守るお母さんやお祖母ちゃんが打ち水をして伝統的な涼み方で夕暮れ時はほっこりと情緒ある風情が癒してくれていました。…そんな京都の街も誰もがマスクを着用し太陽に照らされたアスファルトの熱気で額に汗を滲ませるといった様子に、ただただ世の中が変わってしまったな～と淋しい思いになります。

そんな「昔はよかったな～」なんて口にする歳に自分なりに、改めて今を生き今が在ることに「感謝」という言葉の重さを実感しています。

今から6年前の2016年の出来事でした。「近頃やたら血圧も高くていやに肩が凝るし調子が悪いな」なんて軽い気持ちで考えて何時ものように家内に「行ってくるわ」と告げ玄関を出ました。そして何時ものように仕事を終え「ただいま」と家でくつろいでいると時より首の周りが異様に熱くなり手の感覚が薄れる。その夜、身体中に激痛が走りますがこんなもの今に取まるだろうと高をくくっていた自分が居た、その激痛は20分おきに訪れ声を出してうなるほどに変化していきました。夜明け前、私は「タクシーを呼んでくれ、ご近所さんに迷惑をかけたくないから救急車は呼ぶな！」と偉そうに家内に言っていた自分を覚えています。

…家内は異様な私の様子を察知し救急車を要請…病院に着くなり私が着ていた服はすべてハサミで切り裂かれ、ものすごい数の機器が全身に取り付けられました。心電図の音だけが大きく鳴り響き病院の救急スタッフの音がざわざわとエコーがかかったような感じで心音が弱まるのを耳で受け止めるだけでした。やがて機械の音がピーッと連続音に変わり鳴り響く…家内の「どこ行くの！行ったらあかん！」の呼びかけに「すまんかった」と返した後、いやに明るい光が輝いて自分の身体が包み込まれたような時間が流れていった。やがて真っ暗に…気が付いたとき…恐ろしい数のモニターが心臓の波

や数字をまるで映画のテロップのように流し、点滴の管が私の腕や足と天井を繋いでいました。

…「おかえり」と湿ったガーゼで口元に水分を含ませてくれる家内…

「ただいま」と私は弱々しい声で返事をしたら「三日間待ったよ」と言われ生死をさまよっていたことを悟り涙がボロボロあふれ出たことを昨日のように思い出します。

そして一か月半の入院リハビリ生活を送りました。退院の朝に手術を施した先生に自分の心臓画像を見せられ「この左上の心臓三割は動いていません。つまり壊死しています。一生回復することはありませんが…大丈夫！」と告知された時、ただ一言「ありがとうございます」という言葉しか出ませんでした。生きている自分が在ることを実感したのです。

あれ以来、我が家では“こってり”といわれる脂料理は消えて食卓にはこれでもかというほどの野菜がてんこ盛り、週一回の心臓機能を失わない為のリハビリと夫婦で毎週、日曜には朝からスポーツジムに通い慣れないZUMABダンスにヨガでわいわい笑いマシンでウォーキング…そんな日々を笑顔で送れる毎日が在ります。

あの6年前から家内は毎朝、出社する私の姿が見えなくなるまで手を振り見送ります。

「なぜそうするの？」と聞くと「たとえ死に際に会えなくても後悔しないように、あなたの言葉、あなたの姿を目に焼きつけておきたい」…そう答える家内に「ありがとう」としか言えませんでした。そういう私は…毎晩、寝床に向かう家内に「今日も支えてくれてありがとう」って頭を下げ心の中で手を合わせ「今日も一日無事に終えられたことを感謝しますと」唱え眠りにつきます。朝を迎えたら「今日も笑顔をありがとう」と家内へのひと言から始まり、朝日に向かって「一日の始まりを迎えられたことに感謝します」と心で唱え会社へ向かいます。辛いことも悲しいことも、楽しいことも幸せだと思えることも…今この瞬間があるから感じられる。一日を一生懸命に生きる。この幸福…

今が在るから感じられる。
『今が在ることに感謝』

京都下労働基準監督署管内の **業種別 労働災害発生状況**
令和4年6月末現在

京都下労働基準監督署

業 種	休業4日以上の死傷災害				死 亡 災 害		
	令和4年	令和3年	対前年 増 減	増 減 率 (%)	4年	3年	対前年 増 減
全 産 業	267	250	17	6.8	1		1
製 造 業	26	42	-16	-38.1			
食 料 品 製 造 業	2	10	-8	-80.0			
繊維工業・繊維製品製造業	3	1	2	200.0			
木材・木製品・家具等製造業	0	0	±0	—			
パルプ・紙・印刷・製本業	1	2	-1	-50.0			
化 学 工 業	2	1	1	100.0			
窯業土石製品製造業	0	1	-1	-100.0			
鉄鋼・非鉄金属製造業	1	1	±0	—			
金属製品製造業	7	6	1	16.7			
一般機械器具製造業	4	5	-1	-20.0			
電気機械器具製造業	1	7	-6	-85.7			
輸送用機械等製造業	0	0	±0	—			
電気・ガス・水道業	0	1	-1	-100.0			
その他の製造業	5	7	-2	-28.6			
鉱 業	0	0	±0	—			
建 設 業	21	24	-3	-12.5	1		1
土 木 工 事 業	3	4	-1	-25.0			
建 築 工 事 業	12	10	2	20.0	1		1
木造家屋等建築工事業	1	3	-2	-66.7			
その他の建設業	6	10	-4	-40.0			
運 輸 業	38	34	4	11.8			
鉄道等・道路旅客運送業	15	9	6	66.7			
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	22	25	-3	-12.0			
その他の運輸交通・港湾運送業	1	0	1	—			
農林・畜産・水産業	1	0	1	—			
林 業	0	0	±0	—			
商 業	44	39	5	12.8			
小 売 業	30	28	2	7.1			
金 融 ・ 広 告 業	5	3	2	66.7			
保 健 衛 生 業	88	50	38	76.0			
社 会 福 祉 施 設	45	26	19	73.1			
接 客 娯 楽 業	15	11	4	36.4			
旅 館 業	3	1	2	200.0			
飲 食 店	10	9	1	11.1			
ゴルフ場の事業	0	0	±0	—			
清 掃 ・ と 畜 業	13	25	-12	-48.0			
ビルメンテナンス業	9	21	-12	-57.1			
産業廃棄物処理業	1	1	±0	—			
そ の 他	16	22	-6	-27.3			
警 備 業	2	6	-4	-66.7			

※ 休業4日以上の死傷災害数は労働者死傷病報告による。 死亡災害は死亡災害報告による。

令和 4 年 死亡 災害 一 覧

京都下労働基準監督署

No.	発生月 時間	業 種	起因物	事故の型	被災者概要 事業場規模	災 害 の 概 要
1	4月 10時	建設業 (木造家屋建 築工事業)	仮設物、建 築物、構築 物等 (足場)	墜落、転落	男20代 0~9人	外壁のサイディングを取り外す作業を行っていた被災者がくさび足場の第2層目(高さ約4.5m)から墜落したものの。

令和 3 年 死亡 災害 一 覧

No.	発生月 時間	業 種	起因物	事故の型	被災者概要 事業場規模	災 害 の 概 要
1	5月 17時	その他 (ビルメンテ ナンス業)	仮設物、建 築物、構築 物等 (屋根、はり、 もや、けた、 合掌)	墜落、転落	男60代 50~99人	ビルにて警備を行っている労働者が、警備時間中に屋上から墜落したものの。
2	6月 12時	その他 (警備業)	建設機械等 (高所作業車)	交通事故 (道路)	男60代 50~99人	別の者が運転する高所作業車がバックしたところ、被災者に激突し、被災者が当該高所作業車の下敷きとなった。
3	7月 7時	商業 (その他の卸 売業)	物上げ装 置、運搬機 械 (トラック)	交通事故 (道路)	男40代 0~9人	被災者が停車している3tダンプと4tダンプの間に立っていた際、同僚が4tダンプに乗車して運転し後退させたため、被災者が3tダンプと4tダンプの間にはさまれ、2日後に死亡したものの。
4	12月 3時	その他 (産業廃棄物 処理業)	動力運搬機 (トラック)	墜落、転落	男50代 10~49人	最大積載量10.6トンの貨物自動車の高さ約3.5メートルの荷台(積み荷であるゴミ)の上で荷下ろしのためのシート外しを荷台後方で行っていたところ、墜落したものの。

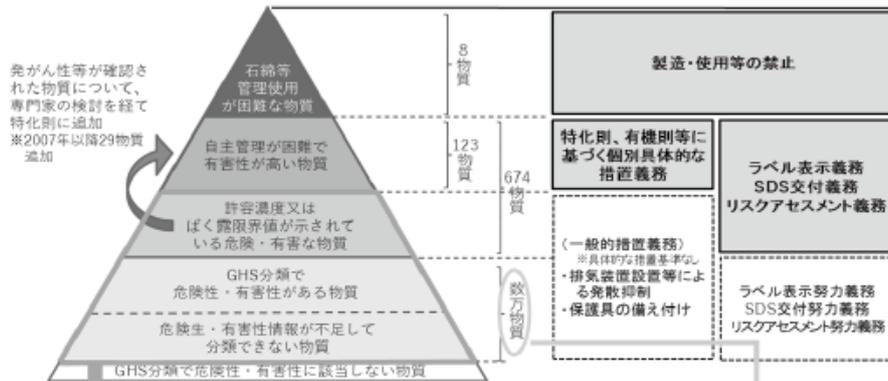
化学物質規制が大きく変わります

労働安全衛生法の新たな化学物質規制 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要

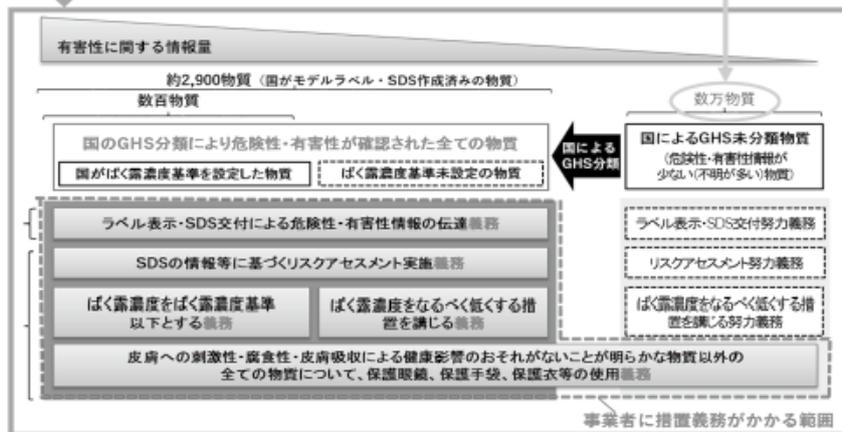
国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。化学物質を原因とする労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）は年間450件程度で推移しており、がん等の遅発性疾病も後を絶ちません。

これらを踏まえ、新たな化学物質規制の制度（下図）が導入されました。

<現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）>



<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



詳細は、厚生労働省ホームページ内

「化学物質による労働災害防止のための新たな規制について」をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

新たな化学物質規制項目の施行期日

	規制項目	2022(R4). 5.31(公布日)	2023(R5). 4.1	2024(R6). 4.1
化学物質 管理 体系の 見直し	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加			●
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)		●	●
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		●	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)		●	●
	衛生委員会付議事項の追加		●	
	がん等の遅発性疾患の把握強化		●	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		●	
	化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示			●
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等			●
	がん原性物質の作業記録の保存		●	
実施 体制の 確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化			●
	雇入れ時等教育の拡充			●
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		●	
情報 伝達 の 強 化	SDS等による通知方法の柔軟化	●		
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		●	
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化			●
	事業場内別容器保管時の措置の強化		●	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		●	
管理水準良好事業場の特別規則等適用除外		●		
特殊健康診断の実施頻度の緩和		●		
第三管理区分事業場の措置強化			●	

制度の内容・職場の化学物質管理に関する相談窓口

職場における化学物質管理に関する以下のような相談にお応えする窓口を設置しています。

- ・制度の内容に関する相談
- ・職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
- ・リスクアセスメントの実施方法等

事業者のための化学物質管理無料相談窓口（テクノヒル株式会社 化学物質管理部門）

電話 050-5577-4862 FAX: 03-5642-6145

受付時間 平日10:00～17:00（12:00～13:00を除く）※土日祝日・国民の休日・年末年始を除く

開設期間 2022年4月1日～2023年3月17日（以降の開設期間とお問い合わせ先は未定）

メールでのお問い合わせも受け付けています。

詳しくはテクノヒル株式会社のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.technohill.co.jp/telsoudan/>

STOP! 熱中症

令和4年5月～9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年約**20人**が亡くなり、約**600人**が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう!



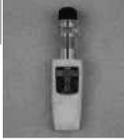
労働災害防止キャラクター チューイーカンペイ

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和4年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



確実に実施できているかを確認し、にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）	
<input type="checkbox"/>	<p>WBGT値の把握の準備</p> <p>JIS規格「JIS B 7922」に適合したWBGT指数計を準備しましょう。</p> 
<input type="checkbox"/>	<p>作業計画の策定など</p> <p>WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。</p> 
<input type="checkbox"/>	<p>設備対策・休憩場所の確保の検討</p> <p>簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、WBGT値を下げる方法を検討しましょう。 また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。</p> 
<input type="checkbox"/>	<p>服装などの検討</p> <p>通気性の良い作業着を準備しておきましょう。身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討しましょう。</p> 
<input type="checkbox"/>	<p>教育研修の実施</p> <p>熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。</p> 
<input type="checkbox"/>	<p>労働衛生管理体制の確立</p> <p>衛生管理者などを中心に、事業場としての管理体制を整え、必要なら熱中症予防管理者の選任も行いましょう。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>発症時・緊急時の措置の確認と周知</p> <p>体調不良時の休憩場所や状態の把握、悪化時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。</p> 

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1 □ WBGT値の把握

JIS 規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指数計の例

STEP 2 準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/> WBGT値を下げるための設備、休憩場所の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。	
<input type="checkbox"/> 通気性の良い服装等	準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。	
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、 単独作業を控え 、WBGT値に応じて 作業の中止 、 こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/> 暑熱順化	暑さに慣れるまでの間は十分に休憩を取り、 1週間程度かけて徐々に身体を慣ら しましょう。特に、 入職直後や夏季休暇明けの方は注意が必要 です！	
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
<input type="checkbox"/> プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて 人員配置 を行いましょ。	
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理など	前日はお酒の飲みすぎず、よく休みましょ。また、当日は朝食をしっかりと取るようにしましょう。熱中症の具体的な症状について理解し、熱中症に早く気付くことができるようにしましょう。	
<input type="checkbox"/> 作業中の作業者の健康状態の確認	管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょ。特に、入職直後や夏季休暇明けの作業員に気を配りましょ。	

STEP 3 熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょ。

<input type="checkbox"/> WBGT値の低減対策は実施されているか
<input type="checkbox"/> WBGT値に応じた作業計画となっているか
<input type="checkbox"/> 各作業者の体調や暑熱順化の状況に問題はないか
<input type="checkbox"/> 各作業者は水分や塩分をきちんと取っているか
<input type="checkbox"/> 作業の中止や中断をさせなくてよいか



□ 異常時の措置

- ～少しでも異常を感じたら～
- ・ **いったん作業を離れ、休憩する**
 - ・ **病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ**
 - ・ **病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょ。
- 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、**作業の中断、短縮、休憩時間の確保**を徹底しましょ。
- 水分、塩分を積極的に**取りましょ。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょ。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、**重点的に教育**を行いましょ。
- 休憩中の状態の変化**にも注意し、少しでも異常を認めたときは、**ためらうことなく病院に搬送**しましょ。



中小企業の事業主の皆さまへ

2023年4月1日から

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント
中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50% (2010年4月から適用)
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

➔

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

➢2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下



深夜・休日労働の取扱い

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働を深夜(22:00~5:00)の時間帯に行わせる場合、**深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%**となります。

休日労働との関係

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれません、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

(※) 法定休日労働の割増賃金率は、35%です。

代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇(代替休暇)を付与することができます。

就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。

「モデル就業規則」も参考にしてください。



(就業規則の記載例)

(割増賃金)
第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。
(1) 1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。
① 時間外労働60時間以下・・・25%
② 時間外労働60時間超・・・50%
(以下、略)

具体的な算出方法（例）

1か月の起算日からの時間外労働時間数を累計して60時間を超えた時点から50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

- 算出例
- > 1か月の起算日は毎月1日
 - > 法定休日は日曜日
 - > カレンダー中の青字は、時間外労働時間数
 - > 時間外労働の割増賃金率
60時間以下・・・25%
60時間超・・・50%

日	月	火	水	木	金	土
	1 5時間	2 5時間	3	4 2時間	5 3時間	6 5時間
7 5時間	8 2時間	9 3時間	10 5時間	11	12 5時間	13 5時間
14	15 3時間	16 2時間	17	18 3時間	19 3時間	20 3時間
21	22 3時間	23 3時間	24 2時間	25 1時間	26 2時間	27 1時間
28 3時間	29 1時間	30 1時間	31 2時間			

↑ 法定休日労働 ↑ 月60時間を超える時間外労働

割増賃金率

- ◆ 時間外労働（60時間以下） カレンダー白色部分 = 25%
- ◆ 時間外労働（60時間超） カレンダー緑色部分 = 50%
- ◆ 法定休日労働 カレンダー赤色部分 = 35%

働き方改革推進支援助成金の活用方法（例）

「働き方改革推進支援助成金」は、働き方改革に取り組む中小企業事業主に、環境整備に必要な費用の一部を国が助成する制度です。

【活用例】

労務管理の報告業務が非効率な状況で、時間外労働時間が月60時間を超える労働者が複数名存在した

- 勤怠管理システムを導入
各自の労働時間を把握し、
業務を平準化

- 就業規則に月60時間超の
割増賃金率の規定を改正

取り組みの結果、時間外労働時間が月60時間を超える者がいなくなった

勤怠管理システム導入費用と就業規則の改正費用に、働き方改革推進支援助成金を活用
助成率 75%
一定の要件を満たした場合 80%
上限額 最大250万円
事業場内賃金の引き上げ等の一定の要件を満たした場合 最大490万円

助成金のご案内

働き方改革推進支援助成金	生産性を向上させ、労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業主に 対して、その実施に要した費用の一部を助成	
業務改善助成金	生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定 以上引き上げた場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を 助成	

相談窓口のご案内

労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などの法令に関する知識や 労務管理体制についてのご相談に、窓口・電話で対応・支援して います。 また、ご希望があれば、個別訪問での相談・支援も行っています。	
都道府県労働局 ・パートタイム労働者、有期雇用労働者関係 ：雇用環境・均等部(室) ・派遣労働者関係：需給調整事業部(課・室)	正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働 者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。	
働き方改革推進支援センター	働き方改革関連法に関する相談、労働時間管理のノウハウや賃金制度 等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、 社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。	
産業保健総合支援センター	医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、 産業保健の専門家が相談に応じます。	
よろず支援拠点	生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題につい て、専門家が無料で相談に応じます。	
ハローワーク	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会な どを実施しています。	
医療勤務環境改善支援センター	医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応 じて、総合的なサポートをします。 ▶「いきサポ」で検索	

補助対象となる職場環境の改善対策

働く高齢者を対象として職場環境を改善するための次の対策に要した費用を補助対象とします。

- 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防のための費用
- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入に係る費用
- 健康や体力状況等の把握に関する費用
- 安全衛生教育の実施に関する費用

「令和4年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えています。
- 高齢者が安心して安全に働けるよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境をつくっていくことが必要です。
- 高齢者が就労する際に感染症予防が特に重要となる社会福祉施設、医療保健業、旅館業、飲食店等の接客サービス業等では、利用者等と密に接する業務での新型コロナウイルス感染を防止するため、対人業務を簡素化できる設備改善や作業改善が望まれています。
- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。是非ご活用ください。

補助金申請期間 令和4年5月11日～令和4年10月末日

対象となる事業者

- 次の(1)～(3)全てに該当する事業者が対象です。
- (1) 高齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している（対策を実施する業務に就いていること。）
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業事業者

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 労働者数又は資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

- (3) 労働保険に加入している

補助金額

補助対象：高齢労働者のための職場環境改善に要した経費（物品の購入・工事の施工等）
 補助率：1/2
 上限額：100万円（消費税は除く。）

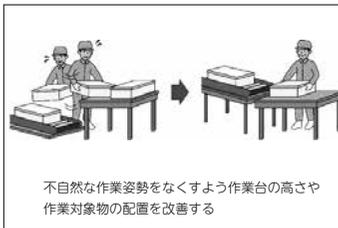
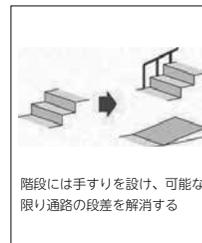
※この補助金は、事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を決定します。（全ての申請者に交付されるものではありません。）

具体的には次のような対策が対象となります。

- 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防
 - ◇ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器
 - ◇ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器
 - ◇ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）を用いた健康管理システムの利用
 - ◇ 飛沫感染を防止するための対策

※使い捨てマスク等の消耗品、ビニールカーテン等の仮設の設備は対象となりません。
- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
 - ◇ 通路の段差の解消（スロープの設置等）、階段への手すりの設置
 - ◇ 床や通路の滑り防止対策（防滑素材の採用、防滑靴の支給）
 - ◇ 危険箇所への安全標識や警告灯の設置
 - ◇ 業務用の車両への自動ブレーキ又は踏み間違い防止装置の導入
 - ◇ 熱中症リスクの高い作業がある事業場における休憩施設の整備、送風機の設置
 - ◇ 体温を下げるための機能のある服
 - ◇ 不自然な作業姿勢を改善するための作業台等の設置
 - ◇ 重量物搬送機器・リフト
 - ◇ トラック荷台等の昇降設備
 - ◇ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツ
- 健康や体力の状況の把握等
 - ◇ 体力チェック
 - ◇ 運動・栄養・保健指導等の実施（健康診断、歯科検診、体力チェックの費用を除く。）
 - ◇ 保健師やトレーナー等の指導による身体機能の維持向上活動
- 安全衛生教育
 - ◇ 高齢者の特性を踏まえた安全衛生教育

※労働者個人ごとに費用が生じる対策（ウェアラブルデバイス、防滑靴、体力チェックなど）については、雇用する高齢労働者の人数分に限り補助対象とします。



補助対象となる対策の具体例や、補助の対象とならないものについては、Q&Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください。→QRコード



注：申請内容の確認のため、（一社）労働安全衛生コンサルタント会が実地に調査することがあります。

申請手続き

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて、審査等を行い、補助金の交付決定と支払いを実施します。

申請期間は5月11日から10月末日までです

① 補助金交付申請（中小企業事業者）

- ・補助金事務センターのHPを参照し、必要書類に過不足がないよう申請してください（郵送のみ）。
<https://www.jashcon-age.or.jp>
- ◎HP内「申請に必要な提出資料一覧」を確認の上提出資料をそろえてください。

② 審査等（補助金事務センター）

- ・申請は毎月末にとりまとめ、翌月に審査します。
- ・必要に応じて電話で確認する場合があります。

③ 交付決定通知書の発行（補助金事務センター）

- ・審査結果は、審査した月の月末から翌月初めとなります。
- ・交付を決定した案件は、申請代表者宛に交付決定通知書を郵送します。不採択の場合は、申請担当者宛にメールにより通知します。

④ 対策の実施・費用の支払い（中小企業事業者）

- ・交付決定日以降に対策を実施し、費用を支払ってください。
（交付決定通知書が到着したらできるだけ早く対策を実施すること。）
- ※交付決定通知書を受領したのち、物品の購入、工事の発注施工に着手してください。
交付決定日以前の物品の購入、工事の発注施工は、補助金の支払いが認められません。

⑤ 実績報告書・精算払請求書提出（中小企業事業者）

- ・実績報告書及び精算払請求書をエイジフレンドリー補助金事務センターへ提出（郵送のみ）
- ※支払完了後、速やかに提出してください（支払日から20日以内が目安となります）
- ※最終提出期限は令和5年1月末日です。令和5年1月末日(当日消印有効)までに必ず提出してください。提出期限を超えて提出された場合には、補助金の支払いはできません。

⑥ 確認、補助金の交付（補助金事務センター）

- ・実績報告書及び精算払請求書を確認の上、確定通知書等を郵送し、補助金を振り込みます。

必要な時に手続き

財産を処分する場合の承認申請

補助金を受けた機材等のうち50万円以上の物について、補助を受けた年度終了後5年以内に、事業の廃止等に伴い、譲渡し、又は廃棄する場合は、承認手続きが必要です。

申請に当たっての注意

- ◆ この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の趣旨を理解した上で申請してください。
- ◆ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求めることがあります。
- ◆ 交付決定を受けられなかった申請案件（9月及び10月申請分は除く）は、申請期間中に再度の申請が可能です。
ただし、不採択となった内容での再申請は受付できません。

※交付決定額が予算額に達した場合、申請期間中であっても受付を締め切ります。あらかじめご了承ください。



この補助金についてのお問合せは、

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金事務センターまで

受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00（土日祝休み）
（8月8日～12日（夏季休暇）、12月28日～1月4日（年末年始）を除く。）

◎ホームページに、交付規程、申請書様式などを掲載していますので、ご確認をお願いします。
<https://www.jashcon-age.or.jp>



送付先

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階
エイジフレンドリー補助金事務センター

申請に関する書類は「申請関係」、支払に関する書類は「支払関係」宛へお送りください。
※消印日が確認できない料金別納・後納での郵送はご遠慮ください。

様式1、様式1(別紙)、様式1-1、様式1-2、
様式1-3、様式2に関するお問合せはこちら

申請関係

☎03-6381-7507 ☎03-6381-7508
✉af-hojyojimucen@jashcon.or.jp

様式3、発注書・納品書等、支払いに
関するお問合せはこちら

支払関係

☎03-6809-4085 ☎03-6809-4086
✉af-shiharai@jashcon.or.jp

【申請スケジュール】例）7月に申請する場合

申請期間（当日消印有効）	審査期間	結果連絡	支払資料提出期日
7月1日～7月末日	8月中	8月末日～9月初め	支払完了後速やかに

※不足資料がある場合等は、スケジュール通りにいかない場合もあります

※支払資料の提出の最終締切は令和5年1月末日です。

参考情報

▼取り組むべき事項を知りたいとき

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**（エイジフレンドリーガイドライン）を活用しましょう。

令和2年3月16日付け基安発0316第1号
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



▼好事例を知りたいとき

- ⇒ 厚生労働省ホームページ（先進企業）<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>
（製造業）<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>
- ⇒ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ
<https://www.jeed.go.jp/elderly/data/statistics.html>

▼高齢者のための対策について個別に相談したいとき

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援（現場確認・ヒアリング・アドバイス）を行います。

■労働災害防止団体 問い合わせ先

労働災害防止団体	問い合わせ先	電話番号	関係
中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	（製造業、下記以外の業種関係）
建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	（建設業関係）
陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	（陸上貨物運送事業関係）
林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	（林業・木材製造業関係）
港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	（港湾貨物運送事業関係）

無料

65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の高齢者雇用促進に向けた取り組みを支援します。

相談・助言

- 各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な相談・助言を行っています。
- 人事管理制度の整備に関すること
- 能力開発に関すること
- 賃金、退職金制度の整備に関すること
- 健康管理に関すること
- 職場の改善、職域開発に関すること
- その他高齢者等の雇用問題に関すること

無料

- お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ（<https://www.jeed.go.jp>）から確認できます。
- 「70歳雇用事例サイト（<https://www.elder.jeed.go.jp/>）」により、70歳以上継続雇用制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

三洋化成工業株式会社 ～三つ星認定取得！～

三洋化成グループは、「人」中心の経営」の実践により、従業員一人ひとりが会社とともに成長し、働きがいや幸せを実現できる会社でありたいと考えています。これまで、「仕事」と「育児」の両立支援および女性の活躍支援等、職場環境整備に取り組んできました。

今後も、更なる女性の活躍推進に取り組み、'23年度までに女性リーダー職比率15%以上、女性管理職比率6%以上を目標とし、女性管理職数の着実な増加に繋げていきます。



〔金刺局長（右）から安藤会長（左）に認定通知書を交付〕

- ・正社員の採用において、男女の競争倍率の差が少ない。
- ・すべての雇用管理区分において、各月の時間外労働及び休日労働の時間数が非常に少なく、正社員であっても平均で8時間を超える月がない。
- ・現行の一般事業主行動計画においても、女性管理職及び管理職候補であるリーダー職の育成に数値目標を掲げて取り組んでいる。

京都府内の認定企業一覧（30社中、会員事業場を抜粋） アイウエオ順

令和4年5月末現在

企業名	段階	認定年月	常時雇用する労働者
株式会社京都銀行	★★★★	平成28年4月	3,161名
三洋化成工業株式会社	★★★★	令和4年3月	1,715名
京都中央信用金庫	★★★★	令和元年5月	2,860名
マクセル株式会社	★★	令和2年5月	2,492名
株式会社ワコール	★★★★	令和3年2月	5,259名

えるぼし認定、プラチナえるぼし認定

○**えるぼし認定**:一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、**女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等**の一定の要件を満たした場合に認定。

○**プラチナえるぼし認定**:えるぼし認定企業のうち、**一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等**の一定の要件を満たした場合に認定。〈令和2年6月〜〉

➡ 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マーク「**えるぼし**」又は「**プラチナえるぼし**」を商品などに付すことができる。また、**プラチナえるぼし認定企業は、一般事業主行動計画の策定・届出が免除される。**

<p>プラチナ えるぼし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと。 ● 男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること。（※） ● プラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たしていること（※） ● 女性活躍推進法に基づく情報公表項目（社内制度の概要を除く。）のうち、8項目以上を「女性の活躍推進企業データベース」で公表していること。（※） <p>※実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表することが必要</p>
<p>えるぼし (3段階目) ★★★★</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
<p>えるぼし (2段階目) ★★</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ● 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。
<p>えるぼし (1段階目) ★</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ● 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。

人手不足...

企業アピール
したい...

《厚生労働大臣認定》

認定マーク取得でPRLしませんか？

一求人票にも表示できます！

女性が活躍しています！

えるぼし認定企業 プラチナえるぼし認定企業

女性活躍推進の取組が
優良な企業を認定しています。



子育てサポート企業！

トライくるみん認定企業 くるみん認定企業 プラチナくるみん認定企業 くるみんプラス認定企業

仕事と子育てや不妊治療との両立支援
の取組が優良な企業を認定しています。



若者が活躍しています！

ユースエール認定企業

若者の採用・育成に積極的で、雇用管理の状況などが
優良な中小企業(300人以下)を認定しています。



えるぼし・プラチナえるぼし、トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん・くるみんプラス
については... ⇒京都労働局雇用環境・均等室(075-241-0504)まで

ユースエール認定については...
⇒京都労働局訓練室(075-277-3224)またはハローワークまで

えるぼし・プラチナえるぼし認定企業



女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出を行った事業主が、一定の要件を満たし、申請を行うことにより厚生労働大臣の認定を受けることができます。

【主な認定基準】※基準を満たした項目数等により、マークの種類(1~3段階)が変わります。

- ・適切な行動計画を定めたこと
- ・採用：男女別の採用における競争倍率が同程度であること
- ・継続就業：女性の平均勤続年数または継続雇用割合が男性と比べて一定の基準を下回っていないこと
- ・働き方：法定時間外・法定休日労働時間数の平均が毎月45時間未満であること
- ・女性管理職の割合：管理職(課長級以上)に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること、プラチナの場合は1.5倍以上であること
- ・多様なキャリアコース：女性の正社員としての再雇用、概ね30歳以上の女性の正社員採用の実績を有すること等

※「プラチナえるぼし認定」については、上記に加え、適切な一般事業主行動計画を策定し、計画に基づく取組を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと等

【お問い合わせ】

・京都労働局雇用環境・均等室(075-241-0504)

[女性活躍推進法特集ページ](#)

[検索](#)

くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん・くるみんプラス認定企業



次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定・届出を行った事業主が、一定の要件を満たし、申請を行うことにより厚生労働大臣の認定を受けることができます。

【主な認定基準】

- ・行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成していること
- ・男性労働者の育児休業取得率・女性労働者の育児休業取得率がそれぞれ一定基準以上であること
- ・フルタイム労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が毎月45時間未満であること
- ・月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと
- ・3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること
- ・「所定外労働削減」、「年次有給休暇の取得促進」、「その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備」のための措置のうちいずれかを具体的な成果に係る目標を定め実施していること

※「プラチナくるみん認定」については、くるみん認定を取得した上で、さらに高い水準の取組を行うことが求められます。

※「くるみんプラス認定」については、くるみん認定基準に加えて不妊治療と仕事の両立に関する取組を行うことが求められます。

【お問い合わせ】

・京都労働局雇用環境・均等室(075-241-0504)

[くるみん認定を目指しましょう](#)

[検索](#)

ユースエール認定企業



若者雇用促進法に基づき、若者の採用・育成に積極的で、雇用管理の状況などが優良な中小企業(300人以下)が一定の要件を満たし、申請を行うことにより、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

【主な認定基準】

- ・学卒求人など、若者対象の正社員の求人申込みまたは募集を行っていること
- ・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること
- ・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下
- ・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと
- ・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上または年間取得日数が平均10日以上
- ・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上または女性労働者の育児休業等取得率が75%以上
- ・定められた青少年雇用情報について公表していること

【お問い合わせ】

・京都労働局訓練室(075-277-3224)または最寄りのハローワーク

[若者雇用促進総合サイト](#)

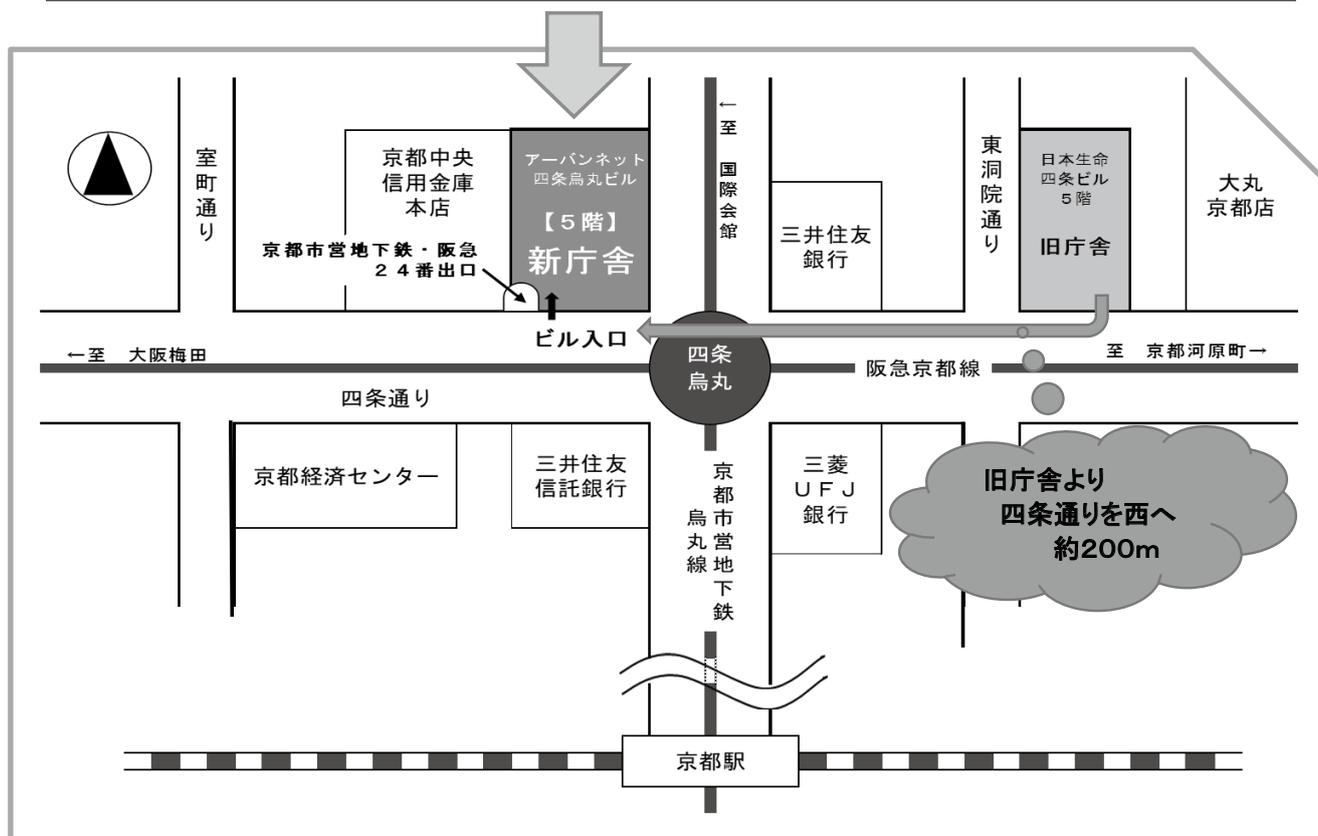
[検索](#)

京都下労働基準監督署

令和4年6月27日(月) より、庁舎移転しました。

【新庁舎】 〒600-8009

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町101
アーバンネット四条烏丸ビル5階



アクセス
京都市営地下鉄「四条」駅下車 }
阪急京都線「烏丸」駅下車 } 24番出口(地下)直結
京都市バス「四条烏丸」バス停下車 24番出口(地上)東側通路奥

※ 駐車場・駐輪場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

※ ビル商業施設(B1～3F)内のエレベーターからは来庁することはできませんので、ご注意ください。

電話及びFAX番号に変更はありません。

監督 : 075-254-3196
安全衛生 : 075-254-3197

労災 : 075-254-3198
FAX : 075-254-3210

【開庁日・開庁時間】

土日祝及び年末年始を除く平日 午前8時30分～午後5時15分

令和4年度業種別部会活動計画を議論 正・副部会長会議を開催



6月17日（金）15時30分から京都経済センター会議室に於きまして、京都下労働基準監督署の菅野副署長ならびに各方面主任監督官、安全衛生課長にご臨席いただき、正・副部会長会議を開催しました。

まず初めに、支部長会社である京都銀行人事総務部の小林次長による挨拶の後、8部会を2部会ずつ4つのグループに分けた所に、アドバイザーとして監督署幹部のみなさま方にお入りいただき、研修テーマについて検討いただきました。

新型コロナウイルス感染症拡大により、2年間活動を休止していましたが、今回は久々の対面による会議となりました。しかし、未だに終息が見込めないことより、工場見学は次年度に見送り、座学のみでの研修計画を策定することとなりました。

令和4年度 業種別部会活動計画

部 会 名	活 動 計 画 内 容
金属機械部会 電 器 部 会	座学研修 テーマ：職場における良好な人間関係を維持する方法 時 期：令和5年2月頃 場 所：京都経済センター会議室
化学紙印刷部会 建 設 部 会	座学研修 テーマ：・労働災害発生状況および労働行政の最新情報 ・高齢者活躍推進 時 期：令和5年2月頃 場 所：京都経済センター会議室
タクシー部会 運 輸 倉 庫 部 会	座学研修 テーマ：・改正労働基準法への対応（残業時間の上限規制） ・改善基準告示について （自動車運転者の労働時間等の改善のための基準） 時 期：令和5年3月上旬 場 所：京都経済センター会議室
一 般 部 会 商 業 部 会	座学研修 テーマ：・ハラスメント対策 ・職場における適正なコミュニケーションについて 時 期：令和5年1月下旬～2月頃 場 所：京都経済センター会議室

【ご連絡】 研修会のご案内につきましては、開催月の2ヵ月前の定期便に同封させていただきます。
※所属部会に関係なくすべて参加できます。

講習情報!

於：京都経済センター

『KYT（危険予知訓練）研修』が衛生管理のもと開催されました。

◎6月10日、京都経済センターに於いて、京都南支部と共催で新型コロナウイルス感染症対策のもと研修会が開催されました。研修中におけるマスク着用はもちろんのこと、実技ではチームの一体感を高める手法の一つであるタッチ・アンド・コールの演技体験をすべく、全員がテフロン手袋を着用し実施されました。



グループ討議風景



◎講習に使用している京都経済センターの会議室借用ルールに関して、新型コロナウイルス感染症拡大以降の定員が、大幅に縮小（使用料はそのまま3人掛けテーブルを2名掛に変更）されていますが、少しでも多くの方に受講いただけるよう2部屋を使用することで座席数を確保すると共に、パワーポイント画像も受講者が見やすいよう講師の両サイドに分けて拡張投影しています。

『安全管理者選任時研修』

6月2日から3日の午前中まで1日半開催されました。

『安全衛生推進者養成講習』

6月28日から29日の午前中まで1日半開催されました。

安全衛生教育用 DVD 貸出しリスト 兼 申込書

- ・使用料金は、1本 1週間(7日間)の貸出しで、会員 ¥880(税込) 非会員 ¥2,200(税込)です。 ※複数本も可
- ・原則として貸出し・ご返却の際には、当事務所までお越しください。 ※レンタル料は前払いとなります。
- ・事前にお電話でご希望DVDの貸出し状況をご確認の上、希望欄に✓印を入れていただき FAX または E-mail にてお申込みください。

事業場名 _____

電話番号 _____

ご担当者 _____

貸出期間 _____ / _____ ~ _____ / _____ まで

	タイトル	収録時間	希望欄
1	新入社員の安全と健康	22分	
2	DVDで早わかり 労働安全衛生法	140分	
3	みんなでリスクアセスメント ～アセスメント徹底演習～	24分	
4	リスクアセスメントの考え方、進め方	20分	
5	みんなで取り組むメンタルヘルス	24分	
6	最新-KYTの進め方～基礎4ラウンド研修法～	23分	
7	危険予知活動のめざすもの ～ヒューマンエラー事故をなくそう～	18分	
8	誰もが危険 熱中症の新常識	22分	
9	自転車通勤を安全に	20分	
10	転倒災害はこうして防ぐ～転ばぬ先の安全の知恵～	17分	
11	たかが脚立!?されど脚立!?	19分	
12	「はさまれ・巻き込まれ」災害はなくせる ～みんなで摘みとろう危険の芽～	18分	
13	働く人の腰痛予防	18分	
14	「どんな危険がひそんでいるか」徹底訓練	27分	
15	みえない空気 酸欠等の災害を防ぐ	20分	
16	有機溶剤中毒を防ぐ	20分	
17	プレス金型交換作業を安全に	28分	
18	クレーン玉掛作業と安全	18分	
19	RST講座 職長教育映像教材集 VOL.1	89分	
20	RST講座 職長教育映像教材集 VOL.2	87分	
21	RST講座 職長教育映像教材集 VOL.3	68分	
22	コントロール・バンディングの進め方	17分	
23	電気取扱い作業の安全～低圧電気の基礎知識～	18分	
24	転倒予防体操～滑り・つまずき・踏み外しを防ぐ～	24分	
25	交通災害ゼロを目指して～交通KYでゼロ災運転を～	16分	
26	腰痛その予防と対処法	20分	
27	知っていますか安全配慮義務	26分	
28	フルハーネス型安全帯(墜落制止用器具)の正しい使い方	10分	
29	職場のハラスメント再点検 あなたの理解で大丈夫ですか? (第1巻) 【パワーハラスメント編】	27分	
30	職場のハラスメント再点検 あなたの理解で大丈夫ですか? (第2巻) 【セクシャルハラスメント編】	25分	

公益社団法人 京都労働基準協会 京都下支部

FAX 353-3530

E-mail: shimo-jimu@kyoukiren.or.jp

第81回

全国産業安全衛生大会



参加申込
6/1より
受付開始
インターネットでのお申込みは
特設ウェブサイトから!



大会テーマ **太宰府の地 皆で学んで高めよう 安全・健康の知恵**

- 開催期間** 令和4年 **10月19日(水) → 21日(金)**
オンデマンド配信期間: 令和4年 10月19日(水) ~ 11月4日(金)
- 会場** 総合集会: マリンメッセ福岡 B館 (福岡県福岡市)
分科会: 福岡国際会議場、マリンメッセ福岡 A館
- 参加費** 一般 1名 16,500円 (税込)
中災防賛助会員 1名 8,250円 (税込)
- 同時開催** 参加費無料 緑十字展2022 マリンメッセ福岡 A館

総合集会 特別講演 10月19日(水) 15:30 ~ 17:00
マリンメッセ福岡 B館
**生命を捉えなおす
~ 動的平衡の視点から ~**
生物学者 / 青山学院大学教授 **福岡 伸一氏**

特設ウェブサイト: https://online-academic-society.3esys.jp/jisha_talkai2022/
詳しくは中災防ホームページをご覧ください。(5月上旬オープン予定)



●主催: 中央労働災害防止協会 ●協力: 公益社団法人福岡県労働基準協会連合会
●協賛: 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会
●後援: 厚生労働省、国土交通省、環境省、スポーツ庁、警察庁、ILO駐日事務所、福岡県、福岡市、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会、福岡県経営者協会、福岡県商工会議所、福岡県商工会議所連合会、福岡県商工会連合会、福岡県中小企業団体中央会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、公益社団法人日本保安用品協会、NHK福岡放送局 (順不同/予定、申請中含む)

全ての働く人々に安全・健康を ~ Safe Work... Safe Life ~
JISHA 中災防
Japan Industrial Safety & Health Association
中央労働災害防止協会 教育セロ災推進部 イベント事業課
TEL: 03-3452-6402 <https://www.jisha.or.jp/>



金属機械部会

暑中お見舞い申し上げます

<p>ダイハツ工業株式会社 本社(池田)・京都(大山崎)工場(京都地区) 工場長 福嶋 洋 〒618-0081 京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字北細池1 TEL 956-1141 (代)</p>	<p>オープン工業株式会社 代表取締役 小笠原 康 夫 〒601-8205 京都市南区久世殿城町563 TEL 921-7366 (代)</p>
<p>NTEC 株式会社 日本サーモエナー 京都工場長 難波 伸 二 〒601-8205 京都市南区久世殿城町600番地の1 TEL (075) 935-2500(直通)</p>	<p>三菱ロジスネクスト株式会社 取締役社長 間野 裕 一 〒617-8585 京都府長岡京市東神足2丁目1番1号 TEL 075-951-7171</p>
<p>株式会社 樁本チエイン長岡京工場 長岡京工場長 前田 隆 雄 〒617-0833 長岡京市神足暮角1番地1 TEL (075) 956-0200</p>	<p>メテック株式会社 代表取締役 北村 隆 幸 〒601-8133 京都市南区上鳥羽藁田町32 TEL 661-4900 (代) 2022年8月20日より京都市の区画整理により地番変更しました。</p>
<p>株式会社 カシフジ 取締役社長 檜 藤 達 郎 〒601-8131 京都市南区上鳥羽鴨田28 TEL 691-9171 (代)</p>	<p>三谷伸銅株式会社 代表取締役社長 神 林 浩 一 〒601-8128 京都市南区上鳥羽大柳町1番地1 TEL 681-3331 (代)</p>
	<p>福田金属箔粉工業株式会社 代表取締役社長 園 田 修 三 〒607-8305 京都市山科区西野山中臣町20番地 TEL 581-2161 (代)</p>



電 器 部 会

暑中お見舞い申し上げます



株式会社 GSユアサ

代表取締役社長 村尾 修

〒601-8520 京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1

TEL 312-1211 (代表)

株式会社 砂崎製作所

代表取締役社長 砂崎 達哉

〒607-8028 京都市山科区四ノ宮岩久保町11

TEL 581-1151 (代)

FAX 581-1126

株式会社 村田製作所

代表取締役社長 中島 規巨

〒617-8555 京都府長岡京市東神足1丁目10番1号

TEL 075-951-9111

株式会社 堀場製作所

代表取締役社長 足立 正之

〒601-8510 京都市南区吉祥院宮の東町2番地

TEL 325-5006 (直)

株式会社 藤井合金製作所

取締役社長 藤井 康孝

〒601-8125 京都市南区上鳥羽花名18番地1

TEL 681-4581

三菱電機株式会社 京都事務所

事務所長 佐久間 徹

〒617-8550 京都府長岡京市馬場園所1番地



トクデン株式会社

代表取締役社長 北野 嘉秀

〒607-8345 京都市山科区西野離宮町40番地

TEL 581-2111 (代表)

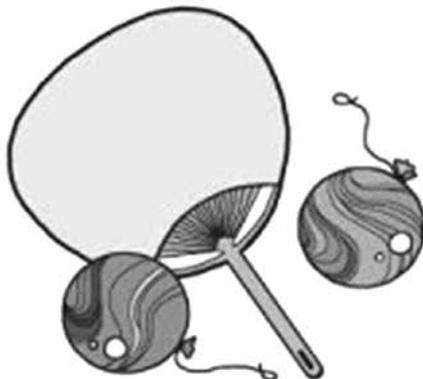
<https://www.tokuden.com>

日本電気化学株式会社

代表取締役社長 小林 剛一

〒607-8356 京都市山科区西野後藤18

TEL 591-0380



化学・紙・印刷部会

暑中お見舞い申し上げます

<p>積水化学工業株式会社 京都研究所</p> <p>所 長 出 口 好 希</p> <p>〒601-8105 京都市南区上鳥羽上調子町2番地の2 TEL (075) 662-8541</p>	<p>株式会社 松 風</p> <p>代表取締役社長 根 來 紀 行</p> <p>〒605-0983 京都市東山区福稲上高松町11番地 TEL 561-1112 (代)</p>
<p>三洋化成工業株式会社</p> <p>代表取締役 社 長 樋 口 章 憲</p> <p>〒605-0995 京都市東山区一橋野本町11の1 TEL 541-4311</p>	<p>佐々木化学薬品株式会社</p> <p>代表取締役 佐々木 智 一</p> <p>〒607-8225 京都市山科区勸修寺西北出町10 TEL 581-9141</p>
<p>日本プラスチック製砥株式会社</p> <p>代表取締役 社 長 福 田 祥 司</p> <p>〒618-0071 京都府乙訓郡大山崎町大山崎龍光14-1 TEL 956-1111 (代)</p>	<p> 日本新薬株式会社</p> <p>代表取締役会長 前 川 重 信 代表取締役社長 中 井 亨</p> <p>〒601-8550 京都市南区吉祥院西ノ庄門口町14 TEL 075-321-1111</p>
<p> 日東薬品工業株式会社</p> <p>代表取締役 北 尾 浩 平</p> <p>〒617-0006 京都府向日市上植野町南開35-3 TEL (075) 921-5344(代)</p>	<p>三菱製紙株式会社 京都工場</p> <p>工場長 徳 永 幸 雄</p> <p>〒617-8666 京都府長岡京市開田一丁目六番六号 TEL 075-951-1181(代)</p>
<p>レンゴー株式会社 新京都事業所</p> <p>事業所長 小 倉 則 夫</p> <p>〒617-0836 長岡京市勝竜寺八反田1 TEL 954-2121</p>	<p>森 紙 業 株 式 会 社</p> <p>代表取締役 北 村 正</p> <p>〒601-8441 京都市南区西九条南田町61番地 TEL 681-2111 (代)</p>
<p> 株式会社 松井色素化学工業所</p> <p>代表取締役 会長 松 井 晴 彦 代表取締役 社長 安 田 善 行</p> <p>本 社 / 〒607-8466 京都市山科区上山桜谷町64 TEL 075-594-5611(代) http://www.msc-color.co.jp 京都工場 / 〒607-8345 京都市山科区西野離宮町29 TEL 075-595-5522</p>	<p> 第一工業製薬</p> <p>代表取締役 会長 坂 本 隆 司</p> <p>〒601-8391 京都市南区吉祥院大河原町 5 ☎ (075) 323-5911 FAX (075) 326-7356 www.dks-web.co.jp</p>

建設部会

暑中お見舞い申し上げます

 <p>水野建設株式会社 MIZUNO 代表取締役社長 水野 祥司 〒600-8894 京都市下京区西七条市部町77番地 TEL: 075-312-0431</p>	<p>森本配管株式会社 代表取締役 森本 稔 〒600-8806 京都市下京区中堂寺壬生川町8-6 TEL 341-6251 (代)</p>
 <p>株式会社 田中工務店 代表取締役 田中 勝久 〒601-8173 京都市南区上烏羽八王神町5番地 TEL 681-9556 http://www.tanaka-toba.co.jp/</p>	<p>株式会社 きんでん 京都支店 常務執行役員 辻 嘉明 京都支店長 〒601-8560 京都市南区西九条西柳ノ内町8番地 TEL 634-6500 (代)</p>
 <p>株式会社 安井空工務店 代表取締役 安井 洋 〒617-0006 京都府向日市上植野町馬立2番地4 TEL 933-0012 https://www.yasui-moku.co.jp/</p>	 <p>(株) 上お組 代表取締役社長 上村 修三 〒600-8456 京都市下京区東中筋通六条上ル 462 番地の1 TEL: 075-343-2000</p>

一般部会

暑中お見舞い申し上げます

<p>救急告示病院・地域医療支援病院・臨床研修指定病院・開放型病院・ 日本医療機能評価機構認定病院・外国人患者受入れ医療機関認証(JMIP) 医療法人財団 武田病院 康生会 24時間・365日 救急・急患対応しています 《内科・外科・循環器内科・心臓血管外科・脳神経外科・小児科(小児輪番時のみ)》 〒600-8558 京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841-5 TEL 075-361-1351 (JR京都駅前・中央郵便局西隣)</p>	<p>タキイ種苗株式会社 代表取締役社長 瀧井 傳一 〒600-8243 京都市下京区梅小路 TEL 365-0123 (大代表)</p>
<p>日本板硝子株式会社 京都事業所 事業所長 堀内 明 〒601-8206 京都市南区久世大藪町469番地 TEL 934-8218</p>	 <p>京阪ホテルズ&リゾート株式会社 代表取締役社長 福地利彦 〒600-8216 京都市下京区東洞院通二条下ル長塩小路町680番地 TEL: 075-361-3225</p>
<p>サントリービール株式会社 京都ビール工場 工場長 小銀 明 〒617-8530 京都府長岡京市調子3丁目1番1号 TEL 951-4151</p>	<p>宝酒造株式会社 代表取締役社長 村田 謙二 〒600-8688 京都市下京区四条通烏丸東入長刀鋒町20 (四条烏丸FTスクエア) TEL 241-5116 (ダイヤルイン)</p>

運輸倉庫部会

暑中お見舞い申し上げます

株式会社 中央倉庫

代表取締役社長 木村 正和
執行役員

〒600-8843 京都市下京区朱雀内畑町41番地
TEL 313-6151



日本通運株式会社京都支店

支店長 坂田 道治

〒600-8248
京都市下京区大宮通木津屋橋下る上中之町2番地
TEL 075(371)3141

谷川運輸倉庫株式会社 京滋事業部

代表取締役社長 谷川 隆史

本社 〒530-0005 大阪市北区中之島6-2-401中之島インテス16階
〒601-8177 京都市南区上鳥羽馬廻り15-1
TEL 681-0761

京都通運株式会社

代表取締役社長 高田 康裕

〒600-8266 京都市下京区大宮通七条下る上之町438番地
TEL 371-9101 (代)

タクシー部会

暑中お見舞い申し上げます

洛東タクシー株式会社 ホテルハイヤー株式会社

代表取締役 杉崎 由佳

〒607-8345 京都市山科区西野離宮町36番地の4
TEL 581-1138 (代)
594-1661 (代)

彌榮自動車株式会社

取締役社長 桑田 佳幸

〒600-8802 京都市下京区中堂寺櫛笥町1
TEL 841-6261 (代)

帝産京都自動車株式会社

代表取締役社長 難波 潔

〒601-8103 京都市南区上鳥羽仏現寺町1
TEL 691-8161

洛陽交運株式会社

取締役社長 桑田 昌宏

〒601-8444 京都市南区西九条森本町65番地
TEL 691-8101
配車専用 842-1212
(ヤサカグループ無線)

商 業 部 会

暑中お見舞い申し上げます

<p>株式会社 ロマンズ小杉</p> <p>代表取締役 小 杉 源一郎</p> <p>〒600-8422 京都市下京区室町通仏光寺上る白楽天町517 TEL 075-341-3111(大代)</p>	<p>大將軍商事株式会社</p> <p>代表取締役 新 井 一 樹</p> <p>〒600-8381 京都市下京区黒門通り四条下ル下り松町146 TEL 801-1521(代)</p>
<p> 京都銀行</p> <p>頭取 土井 伸宏</p> <p>〒600-8652 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地 TEL 075-361-2211(代表)</p>	<p>濱風アート株式会社</p> <p>代表取締役 濱 風 勝</p> <p>〒601-8114 京都市南区上烏羽南針立町38番地 TEL 075-661-9020</p>
<p>ジーク株式会社</p> <p>取締役社長 湯 浅 圭 一</p> <p>〒601-8317 京都市南区吉祥院新田式ノ段町33番地 TEL 681-0511</p>	<p>株式会社近鉄・都ホテルズ ウェステイン都ホテル京都</p> <p>取締役総支配人 榎 垣 真 弓</p> <p>〒605-0052 京都市東山区粟田口華頂町一番地(三条けあげ) TEL 771-7111</p>
<p>株式会社 藤 井 大 丸</p> <p>取締役社長 藤 井 健 志</p> <p>〒600-8031 京都市下京区寺町通四条下ル貞安前之町605番地 TEL 221-8181</p>	<p>株式会社 大丸松坂屋百貨店</p> <p>執行役員 宮 寄 久 朗 大丸京都店長</p> <p>〒600-8511 京都市下京区四条高倉西入 TEL 211-8111</p>
<p> 京都信用金庫</p> <p>理事長 榎 田 隆 之</p> <p>京都市下京区四条通柳馬場東入 TEL(075)211-2111</p>	<p>株式会社 ワコールホールディングス</p> <p>代表取締役社長 安 原 弘 展</p> <p>〒601-8530 京都市南区吉祥院中島町29 TEL 682-5111</p>
<p> 京都中央信用金庫</p> <p>理事長 白 波 瀬 誠</p> <p>〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷針町91番地 ☎075(223)2525 FAX 0120-201-580(フリーダイヤル)</p>	<p>東レコーテックス株式会社</p> <p>代表取締役社長 鈴 木 一 弘</p> <p>〒601-8324 京都市南区吉祥院落合町一五番地 TEL 691-5191(代)</p>
<p>四条繁栄会商店街振興組合</p> <p>理事長 野 村 清 孝</p> <p>〒600-8005 京都市下京区四条通麴屋町西入立売東町24 TEL (075)221-2408</p>	

安全靴 ユニフォーム 安全衛生保護具

M
ミドリ安全
ミドリ安全株式会社
京都支店

支店長 平井 淳
 〒615-8081 京都市西京区桂池尻町112番地
 TEL 075-394-3071

マルコーメール便

- ☆メール便の配達
 - ☆発送物の仕分・封入
 - ☆車両の貸切
 - ☆引越作業
- 配送に関することならなんでもご相談下さい!



株式会社 ウィングス マルコー

京都市上京区千本下立売下ル東入ル小山町908-10
 フリーダイヤル ☎ 0120-050-240
 TEL075-822-3441 FAX075-822-3538



修美社

omoshiro print
 syubisya

H-UV オフセット 4色印刷機を導入して印刷の世界がますます広がりました!

<http://www.syubisya.co.jp>

検索

〒604-8492 京都市中京区西ノ京右馬寮町2-7
 TEL:075-841-3432 FAX:075-812-5345



京都下労働基準監督署

- | | |
|-------------|-------|
| 署長 | 田中 淳史 |
| 副署長 | 菅野 将行 |
| 副署長 | 川崎 慶介 |
| 第一方面主任監督官 | 芦田 知子 |
| 第二方面主任監督官 | 株本 直 |
| 第三方面主任監督官 | 大上 一正 |
| 第四方面主任監督官 | 國枝 雅史 |
| 安全衛生課長 | 山田 浩二 |
| 労災第一課長 | 吉田 法義 |
| 労災第二課長 | 藤原 美佳 |
| 業務課長(命)補償課長 | 向山 利佳 |

職員一同

〒600-8009

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町101
 アーバンネット四条烏丸ビル5階
 TEL 075-254-3195(代)



ご広告掲載を頂いた会員並びに各位には大変有難うございました。次号もよろしくお願ひします。

Standard of the Next

物流の未来を支える、「当たり前」としての存在へ



ニチユ バッテリーフォークリフト

ALESIS

バッテリー式フォークリフト[カウンターバランスタイプ] アレシス

www.logisnext.com

Logisnext

三菱ロジスネクスト株式会社

〒617-8585 京都府長岡京市東神足2-1-1 TEL.075-956-8688

新しい
生きるを、
創る。



独自技術で難病に挑み、
ひとりの「生きる」に希望をとどける。
ユニークな機能性食品で、
みんなの「生きる」を健やかにする。
新しい時代の、新しい生きるを、
わたしたちは、創っていく。

健康未来、創ります
日本新薬

これが、
私の新しい日本酒。

お米うまれの
やさしい甘み、
ほどよい酸味。



浅田真央さんが澤の魅力動画を紹介します!

MIO×MAO チャンネル

お酒

お酒は20歳を過ぎてから。宝酒造株式会社

公益社団法人

京都労働基準協会 京都下支部

- 支 部 長 (株)京都銀行
- 副支部長 関西電力送配電(株)京都支社
- ” 日本板硝子(株)京都事業所
- ” (株)中央倉庫
- 会計監査 タキイ種苗(株)
- ” 日東薬品工業(株)
- 金属機械部会長 ダイハツ工業(株)本社(池田)
京都(大山崎)工場(京都地区)
- 電 器 部 会 長 (株)GSユアサ
- 化学紙印刷部会長 日本新薬(株)
- 一 般 部 会 長 京阪ホテルズ&リゾーツ
- 建 設 部 会 長 水野建設(株)
- タクシー部会長 彌榮自動車(株)
- 運輸倉庫部会長 日本通運(株)京都支店
- 商 業 部 会 長 (株)ワコール
- 他 役 員 一 同

事務局 尾本 幸三郎・北島 多佳子

〒600-8009 京都市下京区四条通室町東函谷鉾町78番地
京都経済センター4階

TEL 353-3523 FAX 353-3530

E-mail : shimo-jimu@kyoukiren.or.jp

URL : <https://www.kyoukiren.or.jp/hp/shimo.htm>



つくろう。
電池で、未来を。

ロケット画像 ©JAXA

電池の技術革新で社会に貢献してきた、GSユアサ。
これからも革新的な蓄電技術で、人類の可能性と夢を届け、
持続可能な世界をつくるための価値創造を続けます。

株式会社 GSユアサ
www.gs-yuasa.com/

GS YUASA
Creating the Future of Energy

安全で快適な職場づくりに

安全衛生教育用のテキスト 各種図書・用品・ポスター

をご利用ください！

ご注文は公益社団法人 京都労働基準協会 京都下支部まで

TEL 075-353-3523 FAX 075-353-3530

Eメール: shimo-jimu@kyoukiren.or.jp

URL: <https://www.kyoukiren.or.jp/hp/shimo.htm>